

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案 件 名	島田市公共建築物管理適正化基本方針（案）
案件概要	<p>「島田市総合計画 後期基本計画」に掲げる施策の柱の一つである「公共施設の整備と適正配置」を進めるため、公共建築物に関するデータを「島田市公共施設白書」として取りまとめ、平成27年2月に公表しました。この「島田市公共施設白書」を通して明らかとなった公共建築物の課題を整理し、今後の人口や財政に関する予測を踏まえつつ、公共建築物の適正な管理に関する基本的な方針を示すため、本案を策定することとしました。</p> <p>本案において、公共建築物が一斉に老朽化することにより更新のための費用の確保が困難になると予想されることや、人口減少や少子高齢化の進展など公共建築物を取り巻く諸情勢を踏まえ、今後30年間に於いて目指すべき方向性を次のように整理しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 総量の適正化（施設の延床面積を18%削減し、長寿命化を同時に推進）</li> <li>(2) 品質の適正化（長寿命化に向け、予防保全へ転換）</li> <li>(3) 維持管理の適正化（経常的経費の見直し）</li> </ul> <p>これらを実現するため、品質・供給・財務の視点から評価を実施し、評価結果に基づき策定した推進計画に沿って全庁的な視点から公共建築物の管理を進めることとしました。</p>
募集期間	平成27年2月27日～平成27年3月28日
担 当 課	企画部 企画課 行政経営係

パブリック・コメントの結果

提出状況	1	意見提出者数	1人
	2	提出された意見数	24件
反映状況	1	反映した意見	1件
	2	既に盛り込み済みの意見	9件
	3	今後の検討課題とする意見	10件
	4	反映できない意見	0件
	5	その他	4件

No.	項目	市の考え方	反映結果
	意見の内容		
1	全般的事項	パブリック・コメントの開始初日、ホームページ上の一部の記載について（案）の表示が欠落していたため、即日修正しました。	5 その他
	ホームページの募集案内「島田市公共建築物管理適正化基本方針のパブリックコメントを実施します。」は「島田市公共建築物管理適正化基本方針（案）のパブリックコメントを実施します。」とすべきである。		
2	概要版の記載内容 適正化基本方針（案）概要 2 基本的な方針―管理に関する基本的な考え方～目指すべき方向性～に示されている計画期間中の延床面積の削減量（目標）→18%の根拠が不明である。単純に延床面積を削減すれば削減できるか。施設の必要性（今後、少子高齢化を迎える環境での対応を考慮）の判断基準、投資可能額（累計）の推定根拠が不明。将来費用ラインを下げることも必要であるが、施設によっては投資可能額を増やす策も必要と考える。	「概要版」はこの方針の全体像を分かりやすくまとめることを目的として作成したため、結論のみを記載しました。その根拠については本編の14ページから16ページにかけて記載したとおりです。 この基本方針では、将来の財政運営の健全化に向け、総論として「将来どれだけ持てるか」を示すこととし、今後はこの基本方針に沿って個々の施設の事情を考慮しながら各論部分の検討に取り掛かる予定です。	3 今後の検討課題とする意見

3	<p>概要版の記載内容</p> <p>適正化基本方針（案）概要 2 基本的な方針_適正化に向けた取組に関する考え方_将来の方向性の図において、供給・財務（ソフト）は高・低で表しているが、もう一方の品質（ハード）は、両方とも“低”となっており誤記ではないか。</p> <p>また、品質および供給・財務の基準値をどこに置くかで、全体像が変わってしまう。どこに基準値を設定しているか。</p>	<p>概要版の「将来の方向性」の図については、誤記であるため修正します。</p> <p>評価に当たっては、基準値は設けず、本編の18ページに記載のとおり、用途が同じ施設間でそれぞれの指標ごとに算出した偏差値に基づいて評価することとしています。</p>	1 反映した意見
4	<p>課題認識</p> <p>適正化基本方針（案）（p 2）市の施策の中での位置づけの「公共施設の整備と適正配置」について、島田市公共施設白書（全体）（p 1）1-1背景の5行目「行政を取り巻く環境の変化に伴い、市民の利用率が当初の計画より下回り、…」とある。下回る要因として、施設自体が行政目線であり、市民の求めているものと異なり、また、利用しやすい施設や運営方法、交通の利便性を含めた環境になっていないことがあげられる。どのように考えているか。</p>	<p>個々の施設について、市民のニーズとのミスマッチや利便性の問題から利用率が低くなっているものもあると考えられますが、この基本方針は、総論として公共建築物に関する施策の方向性を示すことを策定趣旨としているため、個々の施設の利用率については今後の取組の中で具体的な分析を進めることとします。</p>	3 今後の検討課題とする意見
5	<p>取組体制</p> <p>適正化基本方針（案）（p 2）図 1 施策の体系（イメージ）をみると、公共施設そのものが可もなく不可もなくといったありきたりの施設になりかねないと感じられる。特徴のある施設検討はどこがどのように行うのか、明確にすべきである。</p>	<p>基本方針に示した施策の体系のイメージ図は、個々の施設の具体的な整備計画を総合計画以下の公共建築物に関する一連の施策の中に位置付けながら検討することを示したものであり、個々の施設の特性を踏まえた施設整備を妨げるものではありません。</p> <p>また、具体的な施設整備の検討は、13ページの(2)③に記載のとおり、公共建築物を所管する各課の役割となります。</p>	3 今後の検討課題とする意見

6	<p>将来費用の算出方法</p> <p>適正化基本方針（案）（p 5）図 5 将来費用算出結果（標準的な耐用年数）は、これから修繕、更新を行うのであれば、（p 4）図 3 建築年別整備状況から、H11以前の施設は一気に補修、改修の対象となり、算出費用は図 5 のようなグラフにはならないのではないかと。</p>	<p>この基本方針における将来費用の試算に当たっては、過去の修繕の実績にかかわらず、標準的な周期で修繕・更新が実施されたと仮定した場合に発生する費用を一定の条件設定の下で算出しました。その理由は、この基本方針の策定段階で必要とされるのは、正確な数値を算出することではなく、将来の予測値をいち早く把握することであるからです。</p> <p>年度ごとに詳細に検証すれば実際に必要となる費用と乖離する部分も出てくると思われませんが、個々の建物の劣化状況や修繕の実績を加味しながら正確に試算するにはより多くの時間を要することから、一定の条件により試算することとしたものです。</p>	2 既に盛り込み済みの意見
7	<p>将来費用の算出方法</p> <p>適正化基本方針（案）（p 6）図 6 将来費用算出結果（長寿命化を図る場合）の将来10年間の費用は、建築後の経過年数で長寿命化を図った場合に初めて耐用年数を伸ばすことができる。図 5 の標準的な耐用年数の施設について、長寿命化の工事が遅れた施設は試算通りに長寿命化が図れるのか。</p>	<p>将来費用は一定の条件の下で試算しているため、長寿命化の工事が遅れた場合といった個々の事情は加味せずに算出しています。また、建物の長寿命化は、大規模な工事により一度に実現するものばかりではなく、16ページの②に記載のとおり、予防保全と劣化状況の常時把握といった日常的な取組を通して実現が可能となるものと考えます。</p>	2 既に盛り込み済みの意見
8	<p>将来費用の算出方法</p> <p>適正化基本方針（案）（p 6）&lt;&lt;試算に当たっての前提条件&gt;&gt;の【補修周期、改修周期及び建替えの周期の設定】にある、「長寿命化を図る場合については、建替えの周期を80年とした上で、補修周期を20年、改修周期を40年に設定」は、長寿命化に耐えうる建築であること、補修内容であることが前提条件ではないか。</p>	<p>長寿命化の実現は新築や修繕の工事内容がそれに見合ったものであることが前提となりますが、さらに予防保全や劣化状況の常時把握といった日常的な取組が加わることで初めて実現可能となるものと考えます。</p>	2 既に盛り込み済みの意見

9	<p>市の施策全体との関係</p> <p>適正化基本方針（案）（p 9）②財政状況&lt;&lt;歳入&gt;&gt;については、歳入が増加すれば歳出にまわすことができるが、市は歳入アップのための重点施策が不足していると感じる。</p>	<p>歳入の増加に向けた施策に関することはこの基本方針の記載事項ではありませんが、市全体の施策の方向性に影響する大きな課題であることから、税以外の収入の確保と併せて検討が必要であると考えます。</p>	3 今後の検討課題とする意見
10	<p>課題認識</p> <p>適正化基本方針（案）（p 11）（3）現状および課題の整理の表2. 品質の視点の公共建築物の状況及び将来の見通しは、建物・設備の老朽化の進行を挙げているが、利用条件や施設環境の利便性の問題が挙げられる。</p>	<p>各施設について個別具体的に検証すれば、利用条件や施設環境の利便性といった問題も挙げられますが、この基本方針は総論として公共建築物に関する施策の方向性を示すことを策定趣旨としているため、公共建築物に関する全般的な課題を整理して記載しました。</p>	2 既に盛り込み済みの意見
11	<p>取組体制</p> <p>適正化基本方針（案）（p 13）（2）取組体制 ②総括部署の設置の「市が保有する資産に関する事務を総括する部署を設け、公共建築物の基本情報から修繕履歴に至るまでのあらゆるデータを一元的に管理するとともに、資産の有効活用等に関する施策を所管する」は、データの一元管理や資産の有効活用を行うために規則を定める必要がある。</p>	<p>公共建築物に関する施策が適切に実施されるよう、データの一元管理や資産の有効活用をはじめとした公共建築物の適正管理に関するルール及び仕組み作りを進めます。</p>	3 今後の検討課題とする意見
12	<p>取組体制</p> <p>適正化基本方針（案）（p 13）（2）取組体制 ②総括部署の設置の「一元化したデータを活用して公共建築物を評価した上で、その結果に基づいて推進計画を策定する」において、『公共建築物を評価』及び『推進計画を策定』は誰がいつ、どのように行うのか。</p>	<p>「公共建築物の評価」及び「推進計画の策定」は、施設所管課と連携しながら、総括部署となる行政経営部財政課が実施します。実施時期は、平成28年度にスタートする「第1期推進計画」を平成27年度中に策定する必要があることから、評価についても平成27年度中に実施することとします。</p>	2 既に盛り込み済みの意見

13	<p>取組体制 適正化基本方針（案）（p 13）（2）取組体制 ④意思決定機関の「島田市行政経営会議」のメンバーは誰か。また、専門部会との関係はどうなっているか。</p>	<p>「島田市行政経営会議」は、市副市長及び部長級職員により構成されています。行政経営に関する事項のうち個別具体的な案件について協議が必要な場合には、その都度専門部会を設けることとしています。この基本方針に関する専門部会は、関係する課の課長級職員により構成する予定です。</p>	2 既に盛り込み済みの意見
14	<p>将来費用の算出方法 適正化基本方針（案）（p 14）（3）現状及び課題に関する基本的な認識における説明では、将来費用見込み額について詳細年度で表記しているが、現状把握をするための過去の新設・修繕・更新に係る費用については最近の状況としてH24～H27の短期間しか提示してなく、過去の状況把握が不足している。</p>	<p>平成20年以降数年にわたり、合併特例債の活用により相次いで施設が新設されており、これらの特殊事情がない平均的な時期における費用の額を基準とすべきであることから、直近の期間における費用の額を用いることとしました。</p>	2 既に盛り込み済みの意見
15	<p>課題認識 適正化基本方針（案）（p 3）1 現状および課題 は、掘下げの視野が狭く、公共建築物の維持費、建築費に集中しているが、公共建築物のさまざまな問題点の整理が不十分である。</p>	<p>この取組の目的は、公共施設を一斉に更新しなければならない時期が到来することを踏まえ、総合的かつ計画的な取組を通して財政の健全な運営を確保することにあります。この点を踏まえ、この基本計画では総論において課題とされる事項について整理しましたが、各論において個々の公共建築物が抱える問題点について掘り下げる必要がありますので、推進計画の策定の過程において整理することとします。</p>	3 今後の検討課題とする意見

16	<p>取組体制</p> <p>適正化基本方針（案）（p 16）①総量の適正化の終り頃に「求められる行政サービスの水準を満たすための手法についてあらゆる視点から検討し、公共建築物の効率的な整備を推進します。」とあるが、どこの部署が対応するのか。また、取組体制はできているか。</p>	<p>行政サービスの在り方については、行政改革の取組の一環として検討が必要であることから、行政改革を所管する行政経営部の経営管理課と財政課が連携して取り組むよう、体制を整備する予定です。</p>	3 今後の検討課題とする意見
17	<p>課題認識</p> <p>従来の新規施設の建設においては建設する費用のことしか考えてなく、維持・管理など将来計画の検討・対応不足が財政負担に影響していると考え。今後は、計画時点で予算に将来の償還・維持・管理費を推定し、財政への負担を検討して建設する必要がある。</p>	<p>これまでの行政運営において、公共建築物の建築後に発生する維持管理費や修繕費が財政運営に与える影響に対する意識は十分といえる状況ではありませんでした。今後施設の設置を検討する場合は、ライフサイクルコストに細心の注意を払うこととします。</p>	2 既に盛り込み済みの意見
18	<p>今後の具体的な取組</p> <p>適正化基本方針（案）（p 12）2 基本的な方針には、どの施設から手をつけるか等の優先順位が示されていない。緊急性や優先性はどこに示しているのか。</p>	<p>この基本計画では、公共建築物全体にわたる管理の適正化について、総論的に方向性を示すこととしているため、具体的な取組の実施順位までは示していません。</p> <p>具体的な取組の実施順位は、平成27年度に策定する「第1期推進計画」の中で、緊急性や優先度に関する考え方とともに示す予定です。</p>	3 今後の検討課題とする意見
19	<p>広域的な取組</p> <p>適正化基本方針（案）（p 22）3 当面の取組（2）広域的な取組についての項に「志太広域公共施設マネジメント協議会」を設置し、広域的な取組について調査研究を進めていますとあるが、（p 21）図16 公共建築物の適正管理のためのマネジメントサイクルや（p 13）（2）取組体制における役割・位置づけはどのようになっているのか。</p>	<p>広域的な取組の在り方に関する調査研究を通して、島田市の取組に反映させるべき事項が明らかとなった場合には、その内容をこの基本方針に反映させることを通して、マネジメントサイクル全体に反映させることとします。</p>	2 既に盛り込み済みの意見

20	今後の具体的な取組	人口減少への対応は、行政が一丸となって取り組まなければならない問題です。この問題の解決に向けた施設の設置については、費用対効果の側面からの検証が必要ですが、その際、この基本方針との整合性についても配慮が必要です。	3 今後の検討課題とする意見
	島田市公共施設白書（全体） （p1）1-1背景の15行目「生産年齢人口の減少に伴う税収の減や少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などにより、…」とあり、市の政策は“社会保障関係経費”という現象を捉えた補助制度の充実に視点が置かれている。これでは、いつまで経っても補助は続き、根本的な解決に至っておらず財政を圧迫する。人口減少の改善策として定住人口の増加のため、交通費補助等の政策が検討されているが、これも住みたくなるまちづくりを推進しない限り、一時的なもので終わってしまう。そのための施設を計画すべきである。		
21	公共施設白書	毎年度の決算書に記載の「財産に関する調書」において行政財産として区分された建物及び企業会計として保有している建物を対象としています。	5 その他
	島田市公共施設白書（全体） （p2）1-3この白書が対象とする施設は、少なくとも公共建築物の経費が発生するすべてと理解してよいか。対象に漏れはないか。		
22	公共施設白書	各施設の維持管理費については、第3章において用途ごとに区分して記載されています。個々の施設のコストに関する問題点については、平成27年度に実施する評価の中で明らかにする予定です。	3 今後の検討課題とする意見
	島田市公共施設白書（全体） （p9～）2-4公共施設の保有状況において、それぞれの施設の維持・管理費がどれだけかかっているかわからない。問題点は何か。第3章（2）②管理運営経費の状況？		
23	公共施設白書	個々の建物の耐用年数に関するデータが整理されていないため、グラフ化した場合にどのような形状を示すものと思われます。	5 その他
	島田市公共施設白書（全体） （p10）2-4-3築年別整備状況は耐用年数で見た場合、グラフの変化はどうか。		



24	<p>公共施設白書</p> <p>島田市公共施設白書（全体） （p11）第3章（2）①品質状況に書かれている「※建築年が不明の建物は対象外とします。」とあるが、建築年が不明は、財産を管理する市の管理能力が問われる。</p>	<p>白書の対象となっている782棟のうち、小規模な倉庫など5件について建築年に関するデータが存在しなかったため、注記しました。</p> <p>なお、県が運営する「ふじのくにオープンデータカタログ」において、本市が保有する公共建築物のデータを閲覧することができます。</p>	5 その他
----	---	---	-------